議案第61号

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の 公費負担に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第4号)の一部を次のように改正 する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

つくばみらい市長 小田川浩 印

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額が増額されたことに伴い、国基準と同様の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。